

# 避難行動要支援者制度

問合せ 危機管理課危機管理係(内) 217

## ◆避難行動要支援者制度とは

災害時に、高齢者、障害者などの要配慮者のうち、特に避難支援が必要な方(避難行動要支援者)の名簿を市が事前に作成し、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てる制度です。

## ◆避難行動要支援者名簿の登録

名簿登録する対象者は、災害対策基本法に基づき、市の地域防災計画で定め、名簿情報は災害時に必要な範囲内で避難支援等関係者へ配布されます。また、本人の同意が得られた場合は、避難支援等関係者へ事前に配布し、平常時からの見守りや避難訓練など、防災活動に生かされます。

市では、これまで、自主的に申請した方を災害時要保護者として名簿登録していましたが、今後、この避難行動要支援者制度への移行および整備を図っていきます。

## ◆名簿の登録対象となる方

市内に居住し、次のいずれかに該当する方です(施設入所の方、長期入院の方は除く)。

- ① 75歳以上で構成する世帯の方
- ② 介護保険制度の要介護3以上の方
- ③ 身体障害者手帳1級または2級の方
- ④ 愛の手帳1度または2度の方

⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方

⑥ 難病指定を受けている方で、避難するための支援が必要な方

⑦ そのほか避難について支援が必要と市長が認められた方

※①～⑥に該当しない方でも、避難支援が必要な方は、危機管理課に問い合わせてください。

## ◆名簿の記載事項

災害対策基本法に基づき避難支援などに役立てる情報として「氏名・生年月日・性別・住所・連絡先・避難支援の理由」などの事項を記載します。

## ◆名簿情報を提供する機関(避難支援等関係者)

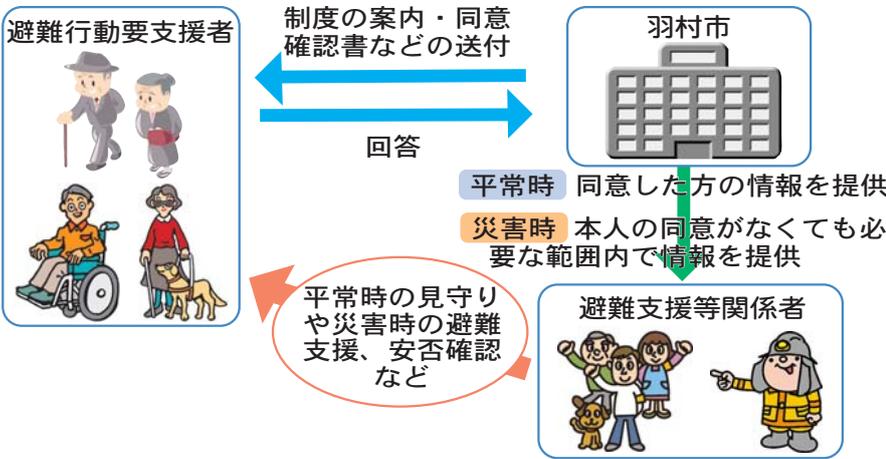
町内会・自治会、自主防災組織、民生・児童委員、羽村市社会福祉協議会、羽村市消防団、羽村市交通安全推進委員会、福生警察署、福生消防署など  
 ※災害時は、本人の同意が得られていなくても必要な範囲内で名簿情報を提供する場合があります。

## ◆名簿登録者の方へ通知を送付します

避難行動要支援者名簿の登録者の方へ、12月中旬以降に制度の案内および避難支援等関係者への事前提供についての「同意確認書」などの関係書類を送付します。必要事項を記入の上、同

## 制度のイメージ

封の返信用封筒に入れて返送または直接、危機管理課へ持参してください。  
 ※現在、災害時要保護者制度に登録している方にも、避難行動要支援者制度への移行の説明と同意確認書などを送付します。



## 特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した事業について

防衛施設(横田基地)の設置および運用により、その周辺地域では生活環境や開発に著しい影響を受けています。これらを軽減するために、国から特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付されています。

市では、この交付金を公共施設の整備などさまざまな事業に活用しています。

■平成27年度に特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した事業 (単位:千円)

事業	事業費		
	合計	交付金	一般財源等
羽村駅自由通路拡幅等整備基金積立金	91,465	91,465	0

問合せ 企画政策課企画政策担当(内) 313

## 税金を滞納するとどうなるの？

# 納期限内の納付にご協力を

問合せ 納税課納税担当 ① 169

**12月はオール東京 滞納STOP 強化月間**

東京都と市区町村が連携した徴収対策を実施します！

都と市区町村では、安定した徴収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付け、徴収対策を集中して実施しています。

都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索など、多様な徴収対策に取り組みます。

※タイヤロックとは、自動車を差し押さえる際に金属器具を使用してタイヤを固定することです。そうすることで、自動車の保管命令および運転を禁止することができま



**市税は行政サービスを提供するための大切な財源です**

市税は、教育・文化や福祉の充実、産業の振興、都市整備など、さまざまな行政サービスに使われています。

納税は国民の義務です。市税の滞納は健全な行政運営に悪影響を及ぼし、行政サービスの提供に支障を来しますので、納税にご協力をお願いします。

**税の公平性を保つための滞納処分を行います**

市では、「納められるのに納めない」という悪質な滞納者に対し、国税徴収法や地方税法の規定により、滞納処分を行っています。

納期限内に納付していない方に対して、督促状や催告書などにより自主納付を促していますが、それでも納税に誠意が見られない方には、納期限内に納付した方との公平性を保つために財産調査を行い、差押えを行うこともあります。

**納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします**

市税は、納付書裏面に記載の各金融機関・コンビニエンスストア（額面30万円以下のものに限り）で、市役所および市役所各連絡所で納めることができます。

また、口座振替（自動引き落とし）も利用できます。口座振替は、預貯金口座のある取扱金融機関で直接申し込んでください。

**納期限を過ぎてしまうと**

納期限を経過すると延滞金の加算を開始します。延滞金は、納期限内に納付した方との公平性を保つため加算される利息です。納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて加算されます。

納期限を経過しても納付が済んでいない場合、そのことをお知らせする「督促状」を送付します（納期限経過20日ごろ）。

督促状発送後11日目以降に納付が済んでいない場合、滞納処分の手続きを始めます。地方税法第331条で「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえるなければならない」とされています。

□滞納処分のため、不動産・預貯金・給与収入・生命保険・売掛金などの財産があるかを調査します。勤務先や取引先などに連絡が行く場合もあります。

□財産調査により発見された財産の差押えを行います。差し押さえた財産のうち、債権（預貯金・給与など）の取立てを行い、滞納税に充当します。不動産などは、換価（売却して現金化）するために公売などを行います。売却代金を滞納税に充当します。

□滞納処分のために必要があるときは、国税徴収法第142条に基づき強制的に自宅や事務所などに立ち入り調査する「搜索」を行います。

**納付が困難な場合はまず相談を**

病気や失業などの理由があつて納税できない場合には、一定期間納税を猶予する制度があります。

連絡をせずに滞納を続けると、滞納処分の手続きに入ります。事情により納税が困難な場合は、放置せず早めに納税課へ相談してください。